

「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」の実績報告書に関するFAQ

No.	区分	問い合わせ内容	回答
1	一般 特定	賃金改善期間の途中で事業所が廃止となった場合の実績報告書の提出期限について。	処遇改善計画書に記載の事業所全てが廃止となる場合は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、処遇改善実績報告書を提出する。（例：加算を算定する最後のサービス提供月が9月の場合、11月支払となるため、2か月後の1月末が提出期限となる。） なお、複数の介護サービス事業所等について一括して申請を行う事業者において、一部の事業所が廃止となった場合は処遇改善計画書の変更の届出が必要となる。
2	一般 特定	実績報告書の「処遇改善加算の総額」欄には保険請求分に係る加算総額を記載するのか。	保険請求分に係る加算額（利用者1割負担分を含む）と区分支給限度基準額を超えたサービスに係る加算額を合算した額を記載することとし、その内訳が分かるようにすること。  （「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 3) の送付について（平成24年4月25日）」の送付について）
3	一般 特定	処遇改善加算の算定要件である「処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善」に関して、下記の取組に要した費用は「賃金改善の実施に要する費用」に含まれるか。 ① 法人で受講を認めた研修に関する参加費や教材費等について、あらかじめ介護職員の賃金に乗せして支給すること。 ② 研修に関する交通費について、あらかじめ介護職員に賃金に乗せして支給すること。 ③ 介護職員の健康診断費用や、外部から講師を招いて研修を実施する際の費用を法人が肩代わりし、当該費用を介護職員の賃金改善とすること。	含まれない。 処遇改善加算を取得した介護サービス事業者等は、処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善の実施と併せて、キャリアパス要件や職場環境等要件を満たす必要があるが、当該取組に要する費用については、算定要件における賃金改善の実施に要する費用に含まれない。 当該取組に要する費用以外であって、処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を行うための具体的な方法については、労使で適切に話し合った上で決定すること。  （「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 2) の送付について（平成27年4月30日）」の送付について）
4	一般 特定	「賃金改善の実施に要する費用」として「通勤手当」や「住居手当」は含まれるか。	含まれない。 賃金改善として認められる手当は、「労働の対価」として支払われるもののみが認められる。通勤手当や住居手当は「労働の対価」ではないことから含まれない。
5	一般 特定	賃金改善実施期間の期末において、賃金改善額が加算の取得額を下回っている場合の取扱いについて。	賃金改善額と加算の取得額の差額分のみは返還はできないため、一時金等として加算額は全額、賃金改善実施期間内に支給することが必要。
6	特定	平均改善額の計算にあたり、母集団に含めることができる職員の範囲はどこまでか。	賃金改善を行う職員だけでなく、賃金改善を行わない職員についても、平均改善額の計算を行うにあたり職員の範囲に含める。  （「2019年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1) の送付について（平成31年4月12日）」の送付について）
7	特定	月額8万円の処遇改善を計算するに当たり、現行の介護職員処遇改善加算による改善を含めて計算することは可能か。	月額8万円の処遇改善の計算に当たっては、介護職員等特定処遇改善加算による賃金改善分で判断するため、現行の介護職員処遇改善加算による賃金改善分とは分けて判断することが必要である。  （「2019年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1) の送付について（平成31年4月12日）」の送付について）